

学校給食費公会計化に関するQ & A

Q1. なぜ町が学校給食費を集めるようになるのか？

A 1. 学校教員の働き方改革の一環として、教員の負担軽減を図ることを目的とし、子どもたちと向き合う時間を確保するためです。

Q2. 給食費はどのように支払えばよいのか？

A 2. 口座振替による支払い、あるいは納付書による支払いとなります。定期的な徴収となりますので、口座振替による支払いをお勧めしております。なお、口座振替にかかる手数料については、町負担となります。

Q3. 給食費は学校で支払うことは可能か？

A 3. 給食費を学校で支払うことはできません。納付書の場合には、納付書に記載の町指定金融機関にて直接お支払いください。

Q4. 口座振替はすべての金融機関に対応しているのか？

A 4. 口座振替は、下記の金融機関でのみ対応しております。また、口座振替の申請は県内のいずれの支店においても、お手続きいただけます。

百十四銀行	中国銀行	香川銀行	高松信用金庫
ゆうちょ銀行	香川県農業協同組合	四国労働金庫	

町内の学校へ在籍している間は一度届出を行えば継続して利用可能です。また、還付金が生じた場合の返還用の口座としても利用させていただきます。

Q5. 口座振替の申請はどこですればよいのか？

A 5. 各金融機関の窓口にて申請いただく必要があります。
その際、「多度津町控え」および「金融機関控え」については、金融機関にご提出ください。

Q6. 給食費の引き落としは何日に行われるのか？

A 6. 4月から翌年2月分については、翌月25日（休日の場合は翌営業日）が振替日となります。3月分のみ、同月中に振替がありますのでご注意ください。なお、口座残高が不足している場合、再振替はありませんのでご了承ください。

Q7. 口座残高不足により振替不能となってしまった場合はどうすればよいのか？

A 7. 再振替はありません。教育委員会から口座振替不能通知書（ハガキ）を送付いたしますので、直接、金融機関にてお支払いください。なお、口座振替不能通知書を紛失した場合には、再発行をいたしますので教育委員会へご連絡ください。

Q8. 給食費の滞納が続く場合はどうなるのか？

A 8. 督促状や催告書を送付いたします。それでもなお、納付いただけない場合には、法的措置を含めて厳正に対処いたします。

Q9. 毎月の給食費はどのように算定されているのか？

A 9. 毎月の請求金額については、年度当初において予定されている学校行事に基づき、毎月の引き落とし金額が算定されます。当該引き落とし金額については、あくまで暫定のものであるため、年度途中で臨時休業や学年・学級閉鎖、行事等により食事回数に変更があった場合には、3月の給食費徴収時に1年間の学校給食の実施回数をもとに精算をいたします。また、転校等の場合には、転校時に精算を行います。いずれの場合にも、過誤納があれば、還付をさせていただきます。

(参考) 給食1食あたりの単価は、幼稚園215円、小学校245円、中学校280円です。

Q10. 現在学校へ登録している口座と同じ口座から引き落としをする場合にも改めて届出が必要か？

A 10. 多度津町の口座にお支払いいただくため、改めて届出が必要です。なお、学校給食費以外の学費やPTA会費等については、これまで通り学校に対し、納付していただきます。

Q11. 兄弟姉妹がいる場合、どちらか一方の口座振替依頼書を提出すればよいのか？

A 11. 兄弟姉妹がいる場合にも、口座振替依頼書を人数分ご提出いただく必要があります。

Q12. 口座振替の申請書は毎年提出する必要があるのか？

A 12. 口座振替依頼書の提出は初回のみです。なお、登録口座の変更等の場合には、再度申請いただく必要がありますので、教育委員会までご連絡ください。